

監査結果一覧表 会派名 公明党

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠							
	項目	金額	分類※2	容認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
2	資料作成費(複写機)	25,336	3	2,816	(記載なし)	—	25,336	電子複写機、印刷機 (プリンタ-含まない)の 分割購入代 28,500円×88.9%	内規別表2 (資料作成費-その他)に該当	0
3.11.13.14 16.19.22 24.27.30 32.36.37 40.48	資料作成費(紙代、コピー代他)	290,288	3	32,255	(記載なし)	金額不一致 付記番号の合計額は 290,383円  付記番号 13.22はその他の経費 37は広報・広聴費	290,383	紙代 コピー機カウント料 複写機トナーカートリッジ ・ドラムカートリッジ DVD-R、OAケース FAXロール紙 パソコンソフト	内規別表2 (資料作成費-その他) (事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料) (広報・広聴費-その他)に該当	0
4.6.8.12 17.20.25 28.33.38 41.49	資料購入費(新聞代)	142,984	3	15,888	(記載なし)	付記番号 4.8.12.20.25 33.49は新聞代以外を含むため 「の一部」 表記漏れ	142,984	聖教新聞等 4月～3月分 3,820円×8か月 4,020円×3か月 3,968円×1か月 日経新聞(朝刊) 4月～3月分 4,283円×12か月 産経新聞(朝刊) 4月～3月分 3,750円×12か月	内規別表2 (資料購入費-新聞)に該当	0

監査結果一覧表 会派名 公明党

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
5.7.9.15 18.21.26 29.34.39 42.43.45 50	広報広聴費(電話代)	312,801	3	34,756	(記載なし)	金額不一致 付記番号の合計額は 303,251円  付記番号 43は資料購入費、 45は資料作成費	303,251	電話通信料 3月～2月分 75,081円 FAX通信料 3月～2月分 164,926円 インターネット使用料 3月～2月分 25,824円 追録代8,820円 A4用紙28,600円	内規別表2 (広報・広聴費-その他) (資料購入費-図書) (資料作成費-その他)に該当	0
合計		771,409	合計	85,715		修正後合計	761,954		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	1,680,000
使用総額	989,814
非容認額	685,694
要返金額	685,694

監査委員の判断

政務調査費交付額	989,814
収支報告書支出合計額	989,814
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※1 請求人の措置請求書添付書類より転記したもの。

※2 数字は請求人の分類基準より、「1」=「全額返還すべきもの」、「2」=「特定部分が認められないもの」、「3」=「1/9を認めるもの」、「4」=「1/6を認めるもの」、「5」=「1/3を認めるもの」

※3 修正に伴い、請求人の分類基準による「容認額」にも影響が出る場合があるが、記載は省略している。

※4 監査委員が支出の適否の判断基準とする、「茨木市議会政務調査費の支出に関する内規」に定める用途基準・支出基準への該当の有無について記載したもの。

監査結果一覧表 会派名 自由民主党・市民会議

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠							
	項目	金額	分類※2	容認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
2.22.24	事務所費(機器リース料)	74,550	3	8,284	(記載なし)	—	74,550	リッグラフ印刷機リース料 22年3月9日～23年3月8日 33,600円 コピー機ドラムカートリッジ 37,800円 リッグラフインク 3,150円	内規別表2(事務所費—事務機器リース料・事務用品購入費)に該当	0
3.4.6.8.9 10.13.15 17.19.23 25	広報広聴費(FAX通信料等)	30,961	3	3,441	(記載なし)	—	30,961	電話利用代金(FAX使用料) 4月～3月分 30,961円	内規別表2(広報・広聴費—その他)に該当	0
14.21	調査旅費(視察費)	562,580	2	331,580	宿泊費(14は各1万5000円×6人分=9万円、21は各1万5000円×5人分=7万5000円、合計16万5000円)、日当(14は各6000円×6人分=3万6000円、21は各6000円×5人分=3万円、合計6万6000円)は認められない。	—	562,580	視察調査 11月8日～9日 千代田区・杉並区 6人 355,080円(うち宿泊料90,000円、日当36,000円)  2月14日～15日 丸亀市・高松市 5人 207,500円(うち宿泊料75,000円、日当30,000円)	内規別表2(調査旅費—旅費)に該当	0
5.12.16.20	資料作成費(印刷用紙購入等)	11,025	3	1,225	(記載なし)	—	11,025	コピー用紙 11,025円	内規別表2(資料作成費—その他)に該当	0
合計		679,116	合計	344,530		修正後合計	679,116		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	720,000
使用総額	679,116
非容認額	334,586
要返金額	334,586

監査委員の判断

政務調査費交付額	679,116
収支報告書支出合計額	679,116
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 会派名 民主みらい

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
2.3.5.7.8 13.14.16 20.21.23 29.30.33	事務所費(印刷機リース料等)	156,268	3	17,364	(記載なし)	—	156,268	リソグラフ印刷機リース代 4月～5月分 27,720円 コピー機カウント料 平成22年3月～23年2月分 88,893円 リソグラフのインク、コピー機トナー代 39,655円	内規別表2 (事務所費—事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
4.6.9.12 15.17.18 22.24.25 26.28.31 34	広報広聴費(FAX通信料)	30,613	3	3,402	(記載なし)	—	30,613	FAX通信料 4月～3月分 30,613円	内規別表2 (広報・広聴費—その他)に該当	0
11.32	資料作成費(コピー用紙代)	22,050	3	2,450	(記載なし)	—	22,050	コピー用紙代	内規別表2 (資料作成費—その他)に該当	0
合計		208,931	合計	23,216		修正後合計	208,931		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	360,000
使用総額	208,931
非容認額	185,715
要返金額	185,715

監査委員の判断

政務調査費交付額	208,931
収支報告書支出合計額	208,931
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 会派名 刷新市民フォーラム

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
2.7	事務所費(事務所用品(用紙他))	54,125	3	6,014	(記載なし)	—	54,125	コピー用紙等 トナーカートリッジ	内規別表2 (事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
3.4.6.8.9 10.11.12 14.15.18 19.20.21 22	広報広聴費(FAX通信費)	30,024	3	3,336	(記載なし)	—	30,024	FAX通信料 平成22年4月 ~23年3月分	内規別表2 (広報・広聴費-その他)に該当	0
合計		84,149	合計	9,350		修正後合計	84,149		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	189,000
使用総額	86,399
非容認額	74,799
要返金額	74,799

監査委員の判断

政務調査費交付額	86,399
収支報告書支出合計額	86,399
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 会派名 日本共産党

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠							
	項目	金額	分類※2	容認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
16.17.34 35.49.77 108.127 136.163 186.194 241.247	研究研修費(法律問題研究会会場費)、 広報広聴費(予算要望懇親会会場費)	44,590	1	—	市民向け法律相談会や支持者、市民との懇談会の会場費であり、政務調査費からの支出として認められない	—	44,590	法律問題研修会施設利用料 (4月～3月申込分) 42,980円 市民との予算要望懇談会施設利用料 1,610円	内規別表2 (研究研修費一会場費) (広報・広聴費一会場費)に該当	0
2.29.45.59 78.97.128 133.157 177	研究研修費(法律問題研究会講師報償費)	140,000	1	—	市民向け法律相談会の講師(弁護士)への謝礼金であり、政務調査費からの支出として認められない。	付記番号記載漏れ:210、220、236	140,000	研修会講師報償費 10,000円×12回 20,000円×1回	内規別表2 (研究研修費一講師謝金)に該当	0
6.18.25.30 36.42.44 53.57.63 69.72.85 86.94.96 116.123 129.142 148.156 171.172 178.189 193.195 208.212 213.214 217.224 226.230 235.242 243.245	資料作成費(事務機器購入費、リース代、保守点検代、修理費等)	379,466	3	42,163	(記載なし)	金額不一致付記番号の合計は379,426円	379,426	印刷機リース代 4月～3月分 277,200円 コピー機保守点検 25,072円 修理費等 77,154円	内規別表2 (事務所費一事務用品・事務機器購入・リース料) (事務所費一事務機器の修繕料)に該当	0
8.58.64 141	資料作成費(封筒、文具他)	127,362	3	14,152	(記載なし)	付記番号記載漏れ:199、218、234	127,362	封筒 20,636円 ボールペン、コピー用紙、ホッチキス等 96,426円 印刷機インキ 10,300円	内規別表2 (事務所費一事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0

監査結果一覧表 会派名 日本共産党

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠							
	項目	金額	分類※2	容認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
51	資料作成費(宛名ラベル(市政報告用))	12,873	4	2,146	(記載なし)	—	12,873	市政報告宛名ラベル	内規別表2 (広報広聴費—広報紙作成費等)に該当	0
154	資料作成費(マンガ・カットCD-ROM)	3,200	1	3,200	イラストカット集の購入であり、政務調査費としては認められない。	—	3,200	マンガ・カットCD-ROM	内規別表2 (資料作成費—その他)に該当	0
38	資料購入費(定期購読用)	7,200	2	6,000	「月刊保育情報」2010年6月～2011年5月分となっているが、翌年度2ヶ月分は認められない。	—	7,200	「月刊保育情報」 6月～5月分 600円×12か月	内規別表2 (資料購入費—定期刊行物)に該当	0
65	資料購入費(定期購読用)	4,800	2	2,800	「月刊女性と運動」2010年9月～2011年8月分となっているが、翌年度5ヶ月分は認められない。	—	4,800	「月刊女性と運動」 9月～8月分 400円×12か月	内規別表2 (資料購入費—定期刊行物)に該当	0
139	資料購入費(定期購読用)	17,100	2	5,700	「教宣調査資料集」「宣伝研究」の2010年12月～2011年11月分となっているが、翌年度8ヶ月分は認められない。	—	17,100	「教宣調査資料集」 12月～11月分 11,100円 「宣伝研究」 12月～11月分 6,000円	内規別表2 (資料購入費—定期刊行物)に該当	0
140	資料購入費(定期購読用)	8,520	2	3,550	「区画整理・再開発対策全国連絡会ニュース」2010年11月～2011年10月分となっているが、翌年度7ヶ月分は認められない。	—	8,520	「区画整理・再開発対策全国連絡会ニュース」 11月～10月分 8,400円 手数料120円	内規別表2 (資料購入費—定期刊行物)に該当	0

監査結果一覧表 会派名 日本共産党

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠							
	項目	金額	分類※2	容認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
11.37.52 68.92.121 143.168 188.211 227.244	資料購入費(新聞(赤旗、大阪民主新報他))	51,600	3	5,734	(記載なし)	—	51,600	日刊赤旗 4月～3月分 2,900円×12か月  赤旗日曜版 4月～3月分 800円×12か月  大阪民主新報 4月～3月分 600円×12か月	内規別表2 (資料購入費—新聞等)に該当	0
3.4.5.19 26.27.28 43.46.47 54.60.61 62.70.75 76.93.98 99.122 130.131 132.149 158.159 160.170 179.180 190.196 197.198 215.221 222.231 238.239 246	広報広聴費(電話代、FAX通信料、インターネット使用料)	161,467	3	17,941	(記載なし)	—	161,467	電話代 3月分～2月分 104,537円  FAX代 3月分～2月分 36,266円  インターネット利用料 22年2月分～23年1月分 20,664円	内規別表2 (広報広聴費—その他)に該当	0
24.71.151 216	広聴広報費(広報誌印刷代)	260,000	4	43,334	(記載なし)	—	260,000	市政報告書作成・印刷代 65,000円×4回	内規別表2 (広報広聴費—広報紙作成費等)に該当	0

監査結果一覧表 会派名 日本共産党

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠					修正内容	修正後金額	支払伝票の内容
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
155.185 201.223 233	広報広聴費(切手、ハガキ)	73,500	1	—	切手、ハガキの大量購入	—	73,500	市政資料送料・市政報告はがき	内規別表2 (広報広聴費—広報紙作成費等)に該当	0
合計		1,291,678	合計	146,720		修正後合計	1,291,638	合計		0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	1,480,000
使用総額	1,491,773
非容認額	1,144,958
要返金額	1,133,185

監査委員の判断

政務調査費交付額	1,480,000
収支報告書支出合計額	1,491,773
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 会派名 変えていく力

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
7	事務所費(FAX感熱ロール紙)	3,430	3	382	(記載なし)	—	3,430	FAX感熱紙購入代	内規別表2 (事務所費-事務用品・事務機器購入・リース料)に該当	0
8	広報広聴費(FAX通信料)	33,272	3	3,697	(記載なし)	—	33,272	FAX代 平成22年4月～平成23年3月分	内規別表2 (広報・広聴費-その他)に該当	0
合計		36,702	合計	4,079		修正後合計	36,702		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	180,000
使用総額	138,202
非容認額	32,623
要返金額	32,623

監査委員の判断

政務調査費交付額	138,202
収支報告書支出合計額	138,202
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 大島一夫

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
2.3.12.15.16.17	資料購入費(新聞代)	23,550	3	2,617	(記載なし)	—	23,550	読売新聞4,5,11,1~3月分 3,925円×6か月=23,550円	内規別表1(資料購入費—新聞)に該当	0
18	広報広聴費(ガソリン代)	65,284	3 (全実費)	14,508	議員は実費13万568円のうち半額の6万5284円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の1万4508円である。	説明中の誤記(誤) 13万568円(正) 13万569円	65,284	ガソリン代 130,569円×1/2=65,284円	内規別表1(広報広聴費—その他)に該当	0
19	広報広聴費(電話代)	86,213	3 (全実費)	19,159	議員は実費17万2426円のうち半額の8万6213円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の1万9159円である。	説明中の誤記(誤) 17万2426円(正) 17万2427円	86,213	電話 3月~2月分 26,006円 FAX 3月~2月分 1,713円 携帯電話 2月~1月分 61,200円 インターネット 2月~1月分 83,508円 計 172,427円×1/2=86,213円	内規別表1(広報広聴費—その他)に該当	0
7.10.	その他の経費(FAXインクリボン代、トナー代)	11,545	3	1,283	(記載なし)	—	11,545	FAXインクリボン代 2,200円 トナー代 9,345円	内規別表1(資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
合計		186,592	合計	37,567		修正後合計	186,592		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	240,000
使用総額	240,118
非容認額	149,025
要返金額	148,907

監査委員の判断

政務調査費交付額	240,000
収支報告書支出合計額	240,118
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 青木順子

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
2.3.5.7.8.9 .11.12.13. 16.17.18	資料購入費(新聞)	52,596	3	5,844	(記載なし)	—	52,596	日経新聞 4月～3月分 4,383円×12か月=52,596円	内規別表1(資料購入費—新聞)に該当	0
19	広報広聴費(ガソリン費)	9,073	3 (全実費)	2,017	議員は実費1万8146円のうち半額の9073円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の2017円である。	—	9,073	ガソリン代 18,146円×1/2=9,073円	内規別表1(広報広聴費—その他)に該当	0
合計		61,669	合計	7,861		修正後合計	61,669	合計		0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	240,000
使用総額	103,249
非容認額	53,808
要返金額	53,808

監査委員の判断

政務調査費交付額	103,249
収支報告書支出合計額	103,249
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 篠原一代

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
9	資料購入費(自治体情報誌(定期購読料))	88,200	2	56,700	「日経グローバル」2010年7月～2011年8月分となっているが、翌年度5ヶ月分は認められない。	支払伝票訂正あり  上記訂正による修正(説明中) 2010年7月～2011年8月分→ 2010年8月～2011年7月分	88,200	日経グローバル購読料 22年8月～23年7月分 88,200円	内規別表1(資料購入費一図書)に該当	0
4.5.6.8.10 11.12.14 15.16.18 20.21.23 24	資料購入費(新聞代)	95,031	3	10,559	(記載なし)	付記番号12は重複により除外、14は資料購入費(図書)。  付記番号の合計は94,271円	94,271	日経新聞 4月～3月分 4,383円×12か月=52,596円 読売新聞 4～8・10月～12月分 3,925円×8か月=31,400円 日本教育新聞 1月～3月分 7,875円 自治六法2,400円	内規別表1(資料購入費一新聞)(資料購入費一図書)に該当	0
12.17	資料作成費(LANケーブル代他)	2,410	3	268	(記載なし)	—	2,410	LANケーブル代 FAXインク代	内規別表1(資料作成費一事務機器購入等)に該当	0
合計		185,641	合計	67,527		修正後合計	184,881		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	240,000
使用総額	242,614
非容認額	118,114
要返金額	115,500

監査委員の判断

政務調査費交付額	240,000
収支報告書支出合計額	242,614
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 松本泰典

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
2.3.4.7.8 9.13.15 16.19.23 26	資料購入費(新聞)	34,500	3	3,834	(記載なし)	—	34,500	読売新聞 4月～3月分 2,875円×12か月=34,500円	内規別表1(資料 購入費—新聞)に 該当	0
12	資料作成費(インクカー トリッジ)	5,382	3	598	(記載なし)	—	5,382	インクカートリッジ代	内規別表1(資料 作成費—事務機器 購入等)に該当	0
27	広報広聴費(電話代)	68,071	3 (全実費)	15,127	議員は実費13万6142 円のうち半額の6万 8071円を支出している が、容認できる金額とし ては実費全体の9分の 1の1万5127円である。	—	68,071	電話 4月～3月分 28,354円 携帯電話 4月～3月分 107,788円 計136,142円×1/2=68,071円	内規別表1(広報広 聴費—その他)に 該当	0
28	広報広聴費(ガソリン 代)	35,873	3 (全実費)	7,972	議員は実費7万1746円 のうち半額の3万5873 円を支出しているが、 容認できる金額として は実費全体の9分の1 の7972円である。	説明中の 誤記 (誤) 7万1746円 (正) 7万1747円	35,873	ガソリン代 71,747円×1/2=35,873円	内規別表1(広報広 聴費—その他)に 該当	0
合計		143,826	合計	27,531		修正後合計	143,826		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	240,000
使用総額	191,916
非容認額	116,295
要返金額	116,295

監査委員の判断

政務調査費交付額	191,916
収支報告書支出合計額	191,916
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 坂口康博

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
2.5.7.10 11.12.14 16.17.20 25.28	資料購入費(新聞)	47,100	3	5,234	(記載なし)	—	47,100	毎日新聞 4月～3月分 3,925円×12か月=47,100円	内規別表1(資料購入費—新聞)に該当	0
6.19	資料作成費(個人法印刷代等)	23,160	4	3,860	(記載なし)	項目中の誤記(誤)個人法(正)個人報	23,160	個人報印刷代 21,000円 スクラップブック 2,160円	内規別表1(資料作成費—印刷製本代)に該当	0
29	広報広聴費(通信費(電話代))	112,263	3 (全実費)	24,948	議員は実費22万4526円のうち半額の11万2263円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の2万4948円である。	—	112,263	電話 4月～3月分 32,213円 携帯電話 4月～7月・9月～11月・1月～3月分 107,917円 インターネット 3月～2月分 84,396円 計224,526円1/2=112,263円	内規別表1(広報広聴費—その他)に該当	0
30	広報広聴費(ガソリン代)	48,077	3 (全実費)	10,684	議員は実費9万6154円のうち半額の4万8077円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の1万684円である。	説明中の誤記(誤)9万6154円(正)9万6155円	48,077	ガソリン代 96,155円×1/2=48,077円	内規別表1(広報広聴費—その他)に該当	0
合計		230,600	合計	44,726		修正後合計	230,600		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	240,000
使用総額	252,155
非容認額	185,874
要返金額	173,719

監査委員の判断

政務調査費交付額	240,000
収支報告書支出合計額	252,155
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 河本光宏

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠							
	項目	金額	分類※2	容認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
2.3.4.6.7.8 .10.11.12. 14.15.16	資料購入費(新聞)	47,100	3	5,234	(記載なし)	—	47,100	朝日新聞 4月～3月分 3,925円×12か月=47,100円	内規別表1(資料購入費—新聞)に該当	0
14の一部	資料購入費(自治体情報誌ディーファイル代(定期購読料))	55,000	2	13,750	「ディーファイル」2011年1月～2011年12月分となっているが、翌年度9ヶ月分は認められない。	—	55,000	自治体情報誌ディーファイル 23年1月～12月分 55,000円	内規別表1(資料購入費—図書)に該当	0
17	広報広聴費(電話代)	109,424	3 (全実費)	24,317	議員は実費21万8848円のうち半額の10万9424円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の2万4317円である。	説明中の誤記(誤)21万8848円(正)21万8849円	109,424	電話 4月～3月分 48,633円 FAX 4月～3月分 1,973円 携帯電話 3月～2月分 100,203円 インターネット 4月～3月分 68,040円 計 218,849円×1/2 =109,424円	内規別表1(広報広聴費—その他)に該当	0
18	広報広聴費(ガソリン代)	50,968	3 (全実費)	11,327	議員は実費10万1936円のうち半額の5万968円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の1万1327円である。	—	50,968	ガソリン代 101,936円×1/2=50,968円	内規別表1(広報広聴費—その他)に該当	0
合計		262,492	合計	54,628		修正後合計	262,492		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	240,000
使用総額	267,142
非容認額	207,864
要返金額	180,722

監査委員の判断

政務調査費交付額	240,000
収支報告書支出合計額	267,142
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 村井恒雄

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
3.4.6.8.9 14.16.19 23.24.28	資料購入費(新聞)	41,085	3	4,565	(記載なし)	—	41,085	読売新聞4~8・10~3月 3,735円×11か月=41,085円	内規別表1(資料購入費—新聞)に該当	0
2.10.12.13 .17.18.21. 22.25.26	資料作成費(コピー用紙他)	35,491	3	3,944	(記載なし)	金額不一致付記番号の合計は 30,128円	30,128	コピーカウト料、デジタルカメラプリント代、OA用紙代等 30,128円	内規別表1(資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
27	資料作成費(コピー用紙)	46,960	1	—	年度末の購入のもので、これでは年度内使用はできず、駆け込みによる支出である。	—	46,960	デジタルカメラ30,800円 メモリーカード、USBフラッシュ、OA用紙代等 16,160円	内規別表1(資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
30	広報広聴費(ガソリン代)	50,903	3 (全実費)	11,312	議員は実費10万1806円のうち半額の5万903円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の1万1312円である。	説明中の誤記(誤)10万1806円(正)10万1807円	50,903	ガソリン代 101,807円×1/2=50,903円	内規別表1(広報広聴費—その他)に該当	0
31	広報広聴費(携帯電話通信用料)	36,471	3 (全実費)	8,105	議員は実費7万2942円のうち半額の3万6471円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の8105円である。	説明中の誤記(誤)7万2942円(正)7万2943円	36,471	携帯電話 2月~1月分 72,943円×1/2=36,471円	内規別表1(広報広聴費—その他)に該当	0
合計		210,910	合計	27,926		修正後合計	205,547		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	240,000
使用総額	225,175
非容認額	182,984
要返金額	182,984

監査委員の判断

政務調査費交付額	225,175
収支報告書支出合計額	225,175
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 上田嘉夫

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
2.4.15	資料作成費(デジカメプリント代)	12,734	3	1,415	(記載なし)	付記番号 2.4.15は(資料作成費—その他)以外を含むため「の一部」表記漏れ  金額不一致 付記番号の合計は 13,142円	13,142	写真プリント代	内規別表1 (資料作成費—その他)に該当	0
2.4.7.15 20	資料作成費(文房具他)	18,442	3	2,050	(記載なし)	付記番号 2.4.15は資料作成費—事務機器購入等以外を含むため「の一部」表記漏れ	18,442	FAXインクリボン プリンターインク	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	0

監査結果一覧表 議員名 上田嘉夫

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1					左記修正※3		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
3.9.11.12	広報広聴費(郵送費)	284,991	4	47,499	支払先と領収書不一致がある。	付記番号記載漏れ: 14.16.17.22. 25  支払先と領収書は一致している。	284,991	市政報告第11号 作成代 単価3.44円×25,000枚 折込 単価2.70円×19,800枚 計139,460円×1.05=146,433円 うち0.95を計上 146,433円×0.95=139,111円  市政報告第12号 作成代 単価3.44円×25,000枚 折込 単価2.70円×20,000枚 計140,000円×1.05=147,000円 うち0.8を計上 147,000円×0.8=117,600円  市政報告郵送代 120円×6枚 =720円 20円×4枚 =80円 80円×155枚(通) =12,400円 65円×232通 =15,080円	内規別表1 (広報広聴費-広報紙作成費等) に該当	0

監査結果一覧表 議員名 上田嘉夫

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1					左記修正※3		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
23.24	広報広聴費(会場費)	4,036	3	449	(記載なし)	—	4,036	3月26日市政報告 場所代2,000円 アンプ500円 お茶1,536円	内規別表1 (広報広聴費-会場 費) に該当	0
26	広報広聴費(ガソリン費)	34,841	3 (全実費)	7,743	議員は実費6万9682円 のうち半額の3万4841 円を支出しているが、 容認できる金額として は実費全体の9分の1 の7743円である。	説明中の 誤記 (誤) 6万9682円 (正) 6万9683円	34,841	ガソリン代 4月～3月分 69,683円×1/2=34,841円	内規別表1 (広報・広聴費-その 他) に該当	0
27	広報広聴費(電話代)	51,527	3 (全実費)	11,451	議員は実費10万3054 円のうち半額の5万 1527円を支出してい るが、容認できる金額と しては実費全体の9分の 1の1万1451円である。	説明中の 誤記 (誤) 10万3054円 (正) 10万3055円	51,527	固定電話 4月～3月分 20,872円 携帯電話 4月～3月分 82,183円 合計 103,055円×1/2 =51,527円	内規別表1 (広報広聴費-その 他) に該当	0
合計		406,571	合計	70,607		修正後合計	406,979		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	360,000
使用総額	430,133
非容認額	335,964
要返金額	265,831

\*なお、上田嘉夫議員は、家電量販店(ジョーシン)でプリンターインクを購入した際、ポイント386点(付記番号2の一部=22, 4の一部=17, 7の一部=164、20の一部=183)を取得した。386円の不当利得である。

監査委員の判断

政務調査費交付額	360,000
収支報告書支出合計額	430,133
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 上田光夫

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
3.5.6.10 11.12.16 17.18.20 25	資料購入費(新聞)	48,213	3	5,357	(記載なし)	—	48,213	日本経済新聞 4月～2月分 4,383円×11か月	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
21	資料作成費(事務機器等購入(携帯情報端末機))	57,805	3 (全実費)	9,175	議員は実費8万2570円のうち半額の5万7805円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の9175円である。	説明中の誤記(誤)8万2570円(正)8万2579円(誤)半額(正)10分の7	57,805	PDA携帯情報端末1台うち7/10を計上 82,579円×7/10= 57,805円	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等) に該当	0
22	資料作成費(事務機器等購入(スキャナー))	49,800	3	5,534	(記載なし)	—	49,800	スキャナー	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等) に該当	0
24	調査旅費(鉄道運賃等)	19,040	2	16,040	日当(1日あたり3000円)1日分は認められない。	—	19,040	視察研修 2月6日岐阜市 19,040円(うち交通費 16,040円、日当3,000円)	内規別表1 (調査旅費-旅費) に該当	0
合計		174,858	合計	36,106		修正後合計	174,858	合計		0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	360,000
使用総額	362,810
非容認額	138,752
要返金額	135,942

監査委員の判断

政務調査費交付額	360,000
収支報告書支出合計額	362,810
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 下野巖

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1					左記修正※3		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠							
	項目	金額	分類※2	容認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
3.5.8.11 13.15.18 20.22.25 27.30	事務所費(光熱費)	120,000	3 (全実費)	31,714	議員は実費28万5424円のうち12万円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の3万1714円である。	—	120,000	電気代 4月分～3月分 214,911円 水道代 4月分～1月分 62,262円 うち月額上限10,000円× 12か月	内規別表1 (事務所費-維持管理費) に該当	0
4.6.9.1214 16.19.21 23.26.28 31	資料購入費(新聞購読料)	45,300	3	5,034	(記載なし)	—	45,300	産経新聞 4月～3月分 3,775円×12か月分	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
7	資料作成費(コピー用紙代)	4,410	3	490	(記載なし)	—	4,410	コピー用紙	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等) に該当	0
29	資料作成費(コピー用紙代)	2,205	1	—	年度末の駆け込み購入(用紙5000枚)であり、認められない。	—	2,205	コピー用紙	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等) に該当	0
32	広報広聴費(ガソリン費)	38,842	3 (全実費)	8,632	議員は実費7万7684円のうち半額の3万8842円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の8632円である。	説明中の誤記(誤) 7万7684円(正) 7万7685円	38,842	ガソリン代 77,685円×1/2=38,842円	内規別表1 (広報広聴費-その他) に該当	0

監査結果一覧表 議員名 下野巖

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
33	広報広聴費(通信料(電話代))	83,113	3 (全実費)	18,470	議員は実費16万6226円のうち半額の8万3113円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の1万8470円である。	—	83,113	固定電話 平成22年3月～23年2月分 17,481円 携帯電話 平成22年3月～23年2月分 69,749円 インターネット 平成22年3月～23年2月分 78,996円 合計 166,226円×1/2 =83,113円	内規別表1 (広報広聴費-その他) に該当	0
合計		293,870	合計	64,340		修正後合計	293,870		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	360,000
使用総額	298,670
非容認額	229,530
要返金額	229,530

監査委員の判断

政務調査費交付額	298,670
収支報告書支出合計額	298,670
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 中内清孝

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
2.3.4.6.7.8 10.11.12 13.17.18	資料作成費(ホームページ管理料、市政報告封筒印刷代)	292,950	4	48,825	(記載なし)	—	292,950	ホームページ管理料 4月～3月分 21,000円×12か月 ドメイン・サーバー 更新料 11,550円 市政報告用封筒印刷代 7円×4,000枚×1.05 =29,400円	内規別表1 (資料作成費—その他) に該当	0
14.16	広報広聴費(市政報告印刷代、同郵送代)	333,985	4	55,665	(記載なし)	—	333,985	市政報告印刷代 39円×4,300部×1.05 =176,085円 市政報告郵送代 50円×3,158通 =157,900円	内規別表1 (広報・広聴費—広報紙作成費等) に該当	0
合計		626,935	合計	104,490		修正後合計	626,935		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	360,000
使用総額	626,935
非容認額	522,445
要返金額	255,510

監査委員の判断

政務調査費交付額	360,000
収支報告書支出合計額	626,935
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 木本保平

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠							
	項目	金額	分類※2	容認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
2.3.4.6.7.8 11.12.13 15.16.17	人件費	360,000	4	60,000	(記載なし)	—	360,000	アルバイト賃金 4月～3月分 30,000円×12か月 =360,000円	内規別表1 (人件費—アルバイト雇用賃金)に該当	0
9.18	事務所費(事務所賃料)	360,000	3	40,000	(記載なし)	—	360,000	事務所賃借料 4月～3月分 30,000円×12か月 =360,000円	内規別表1 (事務所費—事務所賃借料)に該当	0
19	広報広聴費(燃料費(ガソリン代))	147,500	3 (全実費)	32,778	議員は実費29万5000円のうち半額の14万7500円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の3万2778円である。	—	147,500	ガソリン代 295,000円×1/2 =147,500円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	0
合計		867,500	合計	132,778		修正後合計	867,500		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	360,000
使用総額	867,500
非容認額	734,722
要返金額	227,222

監査委員の判断

政務調査費交付額	360,000
収支報告書支出合計額	867,500
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 大谷敏子

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
8.13	資料作成費(紙代、ラジカセ代)	27,940	3	3,105	(記載なし)	—	27,940	ラジカセ色ケント紙代	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
15.16	資料作成費(ホームページサーバー代)	49,350	4	8,225	(記載なし)	—	49,350	ホームページサーバー年間代	内規別表1 (資料作成費—その他)に該当	0
19	事務所費(事務所家賃)	348,000	3	38,667	(記載なし)	—	348,000	事務所賃借料 4月～3月分 29,000円×12か月＝ 348,000円	内規別表1 (事務所費—事務所賃借料)に該当	0
20	広報広聴費(ガソリン代)	4,856	3 (全実費)	1,080	議員は実費9712円のうち半額の4856円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の1080円である。	金額不一致 付記番号の合計は 4,866円  説明中の誤記 (誤) 9712円 (正) 9733円  (誤) 4856円 (正) 4866円	4,866	ガソリン代 9,733円×1/2＝4,866円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	0

監査結果一覧表 議員名 大谷敏子

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
21	広報広聴費(電話代)	91,868	3 (全実費)	20,416	議員は実費18万3736円のうち半額の9万1868円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の2万416円である。	—	91,868	インターネット使用料 4月～7月分 19,400円 携帯電話通信料 4月～3月分 164,336円 合計 183,736円×1/2 =91,868円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	0
合計		522,014	合計	71,493		修正後合計	522,024		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	360,000
使用総額	580,869
非容認額	450,521
要返金額	229,652

監査委員の判断

政務調査費交付額	360,000
収支報告書支出合計額	580,869
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 安孫子浩子

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
2	研究研修費(学会参加)	49,100	2	28,100	宿泊費(1万5000円)と日当(1日あたり3000円)2日分は認められない。	—	49,100	平成22年度地方自治経営学会第48回研究大会参加旅費等 5月13～14日(東京都) 49,100円(うち宿泊料15,000円、日当6,000円(3,000円×2日))	内規別表1 (研究研修費—旅費)に該当	0
3	研究研修費(会議参加)	31,100	2	28,100	日当3000円は認められない。	—	31,100	子育て広場全国連絡協議会公開セミナー参加旅費等 6月13日(東京都) 31,100円(うち日当3,000円)	内規別表1 (研究研修費—旅費)に該当	0
6	研究研修費(会議参加)	31,440	2	28,440	日当3000円は認められない。	—	31,440	日本子ども家庭福祉学会特別企画シンポジウム参加旅費等 10月16日(東京都) 31,440円(うち日当3,000円)	内規別表1 (研究研修費—旅費)に該当	0
7	研究研修費(会議参加)	31,100	2	28,100	日当3000円は認められない。	—	31,100	第3回子育て応援フォーラム参加旅費等 10月24日(東京都) 31,100円(うち日当3,000円)	内規別表1 (研究研修費—旅費)に該当	0
11	研究研修費(会議参加)	31,420	2	28,420	日当3000円は認められない。	—	31,420	日本子育て新システムに関する意見交流会参加旅費等 2月22日(東京都) 31,420円(うち日当3,000円)	内規別表1 (研究研修費—旅費)に該当	0
合計		174,160	合計	141,160		修正後合計	174,160		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	420,000
使用総額	210,530
非容認額	33,000
要返金額	33,000

監査委員の判断

政務調査費交付額	210,530
収支報告書支出合計額	210,530
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 滝ノ上万記

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠					修正内容	修正後金額	支払伝票の内容
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
2	資料制作費(FAXリボン)	4,600	3	512	(記載なし)	—	4,600	FAXリボン購入	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
3	資料購入費(本代)	3,390	1	—	「自治体法務検定公式テキスト」は自己の資質向上のためのものであり、特別の政務調査費用としての支出は認められない。	—	3,390	政策法務編 自治体法務検定公式テキスト (本体:2,940円+送料450円)	内規別表1 (資料購入費—図書)に該当	0
6.7.8	資料購入費(新聞代)	11,775	3	1,309	(記載なし)	—	11,775	読売新聞 9~11月 3,925円×3か月	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	0
9	資料購入費(本代)	5,200	1	—	「議員力検定マスター問題集」は自己の資質向上のためのものであり、特別の政務調査費用としての支出は認められない。	—	5,200	これで納得社会保障制度(1,500円) 「議員力」のススメ(1,600円) 議員力検定マスター問題集(2,100円)	内規別表1 (資料購入費—図書)に該当	0
11	事務所費(事務所賃借料)	360,000	3	40,000	(記載なし)	付記番号 誤記: 11→12	360,000	事務所賃借料(家賃) 4月~3月分 30,000円×12か月	内規別表1 (事務所費—事務所賃借料)に該当	0
合計		384,965	合計	41,821		修正後合計	384,965		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	420,000
使用総額	420,379
非容認額	343,144
要返金額	342,765

監査委員の判断

政務調査費交付額	420,000
収支報告書支出合計額	420,379
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 友次通憲

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
1	資料制作費(ホームページリニューアル、データ更新費用)	420,000	3	46,667	(記載なし)	—	420,000	ホームページリニューアルデータ更新費用	内規別表1 (資料作成費—その他)	0
合計		420,000	合計	46,667		修正後合計	420,000	合計		0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	420,000
使用総額	420,000
非容認額	373,333
要返金額	373,333

監査委員の判断

政務調査費交付額	420,000
収支報告書支出合計額	420,000
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 石井強

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠							
	項目	金額	分類※2	容認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
2.4.8.12 16.9.22 25.29.33 36.39	人件費(事務所勤務員費)	240,000	4	40,000	(記載なし)	付記番号誤記: 9→19	240,000	事務所勤務員報酬 4月～3月分 (20,000円×12か月)	内規別表1 (事務所費—アルバイト雇用賃金)に該当	0
3.5.9.13 17.20.23 26.30.34 37.40	事務所費(事務所経費(水光熱費))	120,000	3 (全実費)	43,594	議員は実費39万2341円のうち、毎月1万円を事務所経費として支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の4万3593円である。	説明中の誤記(誤) 39万2341円(正) 39万3516円	120,000	事務所光熱水費 電気代 4月～6月、8月～3月分 222,570円 ガス代 4月～3月分 149,601円 水道代 6月～7月分 21,345円  うち、月額上限10,000円×12か月	内規別表1 (事務所費—維持管理費)に該当	0
6.7.11.14 15.18.24 27.28.32 35.38	資料購入費(赤旗)	9,600	3	1,067	(記載なし)	—	9,600	赤旗新聞(日曜版) 4～3月 800円×12か月分	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	0
42	広報広聴費(ガソリン代)	37,340	3 (全実費)	8,289	議員は実費7万4600円のうち3万7340円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の8289円である。	説明中の誤記(誤) 7万4600円(正) 7万4680円	37,340	ガソリン代 74,680円×1/2= 37,340円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	0

監査結果一覧表 議員名 石井強

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
43	広報広聴費(電話代)	81,436	3 (全実費)	18,097	議員は実費16万2872円のうち半額の8万1436円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の1万8097円である。	収支報告書の4月請求分訂正(付記番号43 携帯電話65,905円→60,280円)  上記訂正による修正(金額)81,436円→78,623円(説明中)16万2872円→15万7247円(説明中)8万1436円→7万8623円	78,623	電話代 固定電話 4月～3月分 96,967円 携帯電話 5月～3月分 60,280円 合計157,247円×1/2=78,623円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	0
合計		488,376	合計	111,047		修正後合計	485,563	合計		0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	420,000
使用総額	500,136
非容認額	377,329
要返金額	297,193

監査委員の判断

政務調査費交付額	420,000
収支報告書支出合計額	497,323
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 田中総司

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
1	プリンターインク代	2,205	3	245	(記載なし)	—	2,205	プリンターインク代	内規別表1 (資料作成費—消耗品代)に該当	0
3.5.10.11 12.14.16 18.21.22 26	資料購入費(赤旗)	34,800	3	3,867	(記載なし)	付記番号 記載漏れ:6	34,800	赤旗新聞 4~3月分 2,900円×12月分	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	0
4	コピー用紙	796	3	89	(記載なし)	—	796	コピー用紙	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
8	クリアホルダー	294	3	33	(記載なし)	—	294	クリアホルダー購入	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
9	クリアファイル等	1,930	3	215	(記載なし)	—	1,930	クリアファイル等購入	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
15	FAX用インクリボン	2,071	3	231	(記載なし)	—	2,071	FAX用インクリボン代	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
17	資料作成費(デジタルカメラ代)	15,500	3	1,723	(記載なし)	—	15,500	デジタルカメラ 31,000円×1/2= 15,500円	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
19	プリンターインク代	5,350	3	595	(記載なし)	—	5,350	プリンターインク代	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
24	通信費(電話代)	70,911	3 (全実費)	15,758	議員は実費14万1822円のうち半額の7万911円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の1万5758円である。	説明中の誤記(誤) 14万1822円(正) 14万1823円	70,911	電話代 固定電話 4月~3月分 27,696円 携帯電話 4月~3月分 114,127円  合計 141,823円×1/2= 70,911円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	0

監査結果一覧表 議員名 田中総司

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
25	交通費(ガソリン代)	11,198	3 (全実費)	2,489	議員は実費2万2396円のうち半額の1万1198円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の2489円である。	説明中の誤記 (誤) 2万2396円 (正) 5万5991円  (誤) 半額 (正) 5分の1	11,198	ガソリン代 55,991円×1/5= 11,198円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	0
合計		145,055	合計	25,245		修正後合計	145,055	合計		0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	420,000
使用総額	263,185
非容認額	119,810
要返金額	119,810

\*なお、田中議員は、家電量販店(ジョーシン)でプリンターインクを購入した際、ポイント22点(付記番号1)を取得した。22円相当の不当利得である。

監査委員の判断

政務調査費交付額	156,815
収支報告書支出合計額	156,815
目的外金額	0
返還すべき金額	0

※請求人主張の使用総額に違算あり  
(誤)263,185円 (正)156,815円

監査結果一覧表 議員名 桂睦子

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠							
	項目	金額	分類※2	容認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
5.10.17.29 34.41.49 57	人件費(調査・資料整理 アルバイト代)	150,000	4	25,000	(記載なし)	—	150,000	調査研究・資料整理ア ルバイト代 1,000円×150時間 (月額上限超過なし)	内規別表1 (人件費—アルバイ ト雇用賃金)に該当	0
6.7.9.11 13.15.16 19.20.21 25.27.30 31.35.37 38.42.43 45.48.50 56.58	資料購入費(新聞代)	113,581	3	12,621	(記載なし)	—	113,581	公明新聞 4月～9月分 11月～3月分 1,835円×11か月 日経新聞 4月～3月分 4,283円×12か月 週刊新社会 4月～3月分 600円×12か月 しんぶん赤旗 4月～3月分 2,900円×12か月	内規別表1 (資料購入費—新 聞)に該当	0
合計		263,581	合計	37,621		修正後合計	263,581		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	444,000
使用総額	385,027
非容認額	225,960
要返金額	225,960

監査委員の判断

政務調査費交付額	385,027
収支報告書支出合計額	385,027
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 小林美智子

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
4.6.9.13 16.18.22 26.30.33 35.37	事務所費(事務所賃借料)	360,000	3	40,000	(記載なし)	—	360,000	事務所賃借料 5月～4月分(前払) 30,000円×12か月	内規別表1 (事務所費—事務所賃借料)に該当	0
5.8.10.14 17.19.23 27.31.34 36.39	資料購入費(新聞)	34,800	3	3,867	(記載なし)	—	34,800	しんぶん赤旗 4月～3月分 2,900円×12か月	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	0
24	資料購入費(定期刊行物)	9,600	2	4,000	「ガバナンス」2010年11～2011年10月分となっているが、翌年度7ヶ月分は認められない。	—	9,600	定期刊行物 月刊ガバナンス 平成22年11月～ ～平成23年10月分	内規別表1 (資料購入費—定期刊行物購入費)に該当	0
28	資料購入費(定期刊行物)	7,200	2	1,800	「保育情報」2010年1月～2011年12月分となっているが、翌年度9ヶ月分は認められない。	—	7,200	定期刊行物 月刊「保育情報」 平成23年1月～ 平成23年12月分	内規別表1 (資料購入費—定期刊行物購入費)に該当	0
29	資料購入費(定期刊行物)	30,000	2	10,000	「遊育」2010年12月～2011年11月分となっているが、翌年度8ヶ月分は認められない。	—	30,000	定期刊行物 「遊育」 平成22年12年 ～平成23年11月分	内規別表1 (資料購入費—定期刊行物購入費)に該当	0
40	広報広聴費(通信費(電話代))	17,190	3 (全実費)	7,640	議員は実費6万8760円のうち4分の1の1万7190円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の7640円である。	—	17,190	事務所電話代 4月～3月分 うち、1/4を計上 68,760円×1/4= 17,190円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	0
合計		458,790	合計	67,307		修正後合計	458,790		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	444,000
使用総額	498,325
非容認額	391,483
要返金額	337,158

監査委員の判断

政務調査費交付額	444,000
収支報告書支出合計額	498,325
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 辰見登

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
5.7.9.12 14.20.24 28.30.33 35.37	資料購入費(新聞)	47,100	3	5,234	(記載なし)	—	47,100	産経新聞 4月～3月分 3,925円×12か月	内規別表1 (資料購入費—新聞)に該当	0
4.6.8.11 13.19.23 27.29.32 34.36	人件費(アルバイト料)	360,000	4	60,000	(記載なし)	—	360,000	アルバイト賃金 2,000円×15日 ×12か月 =360,000円	内規別表1 (人件費—アルバイト雇用賃金)に該当	0
15.16.22	資料作成費(インク他)	7,740	3	860	(記載なし)	—	7,740	ラベルシール代 6,800円 インク代 940円	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
2.3.17.18. 25.26	広報広聴費(郵送代)	218,685	4	36,448	(記載なし)	金額不一致 付記番号の 合計は 321,255円	321,255	市議会活動報告 通信発送費 4月80円×67通 65円×1,578通 9月80円×67通 65円×1,566通 11月80円×67通 65円×1,551通	内規別表1 (広報・広聴費—広報紙作成費等)に該当	0
38	広報広聴費(ガソリン代)	64,971	3 (全実費)	14,438	議員は実費12万9942 円のうち半額の6万 4971円を支出している が、容認できる金額とし ては実費全体の9分の 1の1万4438円である。	説明中の誤 記 (誤) 12万9942円 (正) 12万9943円	64,971	ガソリン代 129,943円×1/2= 64,971円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	0

監査結果一覧表 議員名 辰見登

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
39	広報広聴費(電話代)	99,043	3 (全実費)	22,010	議員は実費19万8086円のうち半額の9万9043円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の2万2010円である。	説明中の誤記(誤) 19万8086円(正) 19万8087円	99,043	電話通信料 4月～3月分 75,709円 携帯電話通信料 4月～3月分 101,367円 FAX通信料 4月～2月分 21,011円 合計 198,087円×1/2 =99,043円	内規別表1 (広報・広聴費一その他)に該当	0
合計		797,539	合計	138,990		修正後合計	900,109	合計		0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	444,000
使用総額	900,109
非容認額	658,549
要返金額	202,440

監査委員の判断

政務調査費交付額	444,000
収支報告書支出合計額	900,109
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 羽東孝

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等	
	項目	金額	分類※2	容認額	説明						
2.4.+10 12.13.17 19.21.24 26.28	人件費(アルバイト賃金)	360,000	4	60,000	(記載なし)	付記番号 誤記: +→6	360,000	アルバイト賃金 平成22年4月 ~23年3月分 各月800円×40時間 =32,000円  うち月額上限 30,000円×12か月	内規別表1 (人件費-アルバイト 雇用賃金)に該当	0	
3.5.7.9.11 14.16.18 20.23.25 27	事務所費(維持管理費 (水光熱費))	120,000	3 (全実費)	51,321	議員は実費46万1888 円のうち12万円を支出 しているが、容認できる 金額としては実費全体 の9分の1の5万1321円 である。	—	120,000	電気代・水道代 平成22年4月 ~23年3月分 計 461,888円  うち月額上限 10,000円×12か月	内規別表1 (事務所費-維持管 理費)に該当	0	
合計		480,000	合計	111,321		修正後合計	480,000	合計			0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	444,000
使用総額	480,000
非容認額	368,679
要返金額	332,679

監査委員の判断

政務調査費交付額	444,000
収支報告書支出合計額	480,000
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 山本隆俊

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
1.3.5.6.8 9.10.12 13.14.16 17	事務所費(事務所賃借料)	360,000	3	40,000	(記載なし)	—	360,000	事務所家賃 4月～3月分 30,000円×12か月	内規別表1 (事務所費—事務所賃借料)に該当	0
4	資料作成費(インクカートリッジ)	6,840	3	760	(記載なし)	—	6,840	エプソンインク代	内規別表1 (資料作成費—事務機器購入等)に該当	0
18	広報広聴費(ガソリン代)	73,711	3 (全実費)	16,381	議員は実費14万7423円のうち半額の7万3711円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の1万6380である。	—	73,711	ガソリン代 147,423円×1/2 =73,711円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	0
19	広報広聴費(通信費(電話代))	14,239	3 (全実費)	3,165	議員は実費2万8478円のうち半額の1万4239円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の3165円である。	—	14,239	事務所電話代 4月～3月分 28,478円×1/2 =14,239円	内規別表1 (広報・広聴費—その他)に該当	0
合計		454,790	合計	60,306		修正後合計	454,790		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	444,000
使用総額	454,790
非容認額	394,484
要返金額	383,694

監査委員の判断

政務調査費交付額	444,000
収支報告書支出合計額	454,790
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 岩本守

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
2.5.15.16 17.18	資料購入費(新聞購読料)	8,890	3	988	(記載なし)	付記番号誤記:5→4	8,890	週刊新社会 平成22年5月～ 平成23年3月分 600円×11か月 情報公開写し作成等 費用 市政刊行物等写し交 付費用 市内地図 道路網図	内規別表1 (資料購入費－新聞) (資料購入費－図書) (資料作成費－その他)に該当	0
3.5.6.7.8 10.12.13	資料作成費(印刷機部品代、インク代等)	351,905	3	39,101	(記載なし)	—	351,905	印刷機修理・部品取 付交換代 印刷機マスター代 印刷機部品代 241,340円 のり、セロテープ、 カッター 315円 ノートパソコン 110,250円	内規別表1 (資料作成費－事務機 器購入等) に該当	0
合計		360,795	合計	40,089		修正後合計	360,795		合計	0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	431,000
使用総額	360,795
非容認額	320,706
要返金額	320,706

監査委員の判断

政務調査費交付額	360,795
収支報告書支出合計額	360,795
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 塚理

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
3.5.8	研究研修費(旅費等)	157,140	2	112,140	宿泊費(5は1万5000円、8は1万5000円、計3万円)と日当(3は3000円、5は6000円、8は6000円、計1万5000円)は認められない。	—	157,140	政策勉強会 6/7(東京) 40,380円(うち日当3,000円)  交流会議 8/28~29(東京) 58,380円(うち 宿泊料15,000円 日当6,000円)  視察研修 10/28~29(東京) 58,380円(うち 宿泊料15,000円 日当6,000円)	内規別表1 (研究研修費-旅費) に該当	0
9	資料作成費(FAXリボン インク)	2,380	3	265	(記載なし)	—	2,380	FAXインクリボン	内規別表1 (資料作成費-事務 機器購入等)に該当	0
11	資料購入費(書籍(定期 購読料))	22,000	2	1,834	「日経ヘルスケア」は 2011年3月~2012年2 月分となっているが、翌 年度11ヶ月分は認めら れない。	—	22,000	雑誌 日経ヘルスケア 1年分22,000円 平成23年3月号~平成24 年2月号	内規別表1 (資料購入費-雑誌) に該当	0
12	広報広聴費(ガソリン代)	63,985	3 (全実費)	14,219	議員は実費12万7970 円のうち半額の6万 3985円を支出している が、容認できる金額と しては実費全体の9分の 1の1万4219円である。	—	63,985	ガソリン代 127,970×1/2=63,985円	内規別表1 (広報・広聴費-その 他)に該当	0

監査結果一覧表 議員名 塚理

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
13	広報広聴費(駐車場代)	14,900	3	1,656	(記載なし)	—	14,900	駐車場代 (市政報告のため ほか)	内規別表1 (広報・広聴費-その他)に該当	0
14	広報広聴費(電話代)	154,124	3 (全実費)	34,250	議員は実費30万8248 円のうち半額の15万 4124円を支出している が、容認できる金額とし ては実費全体の9分の 1の3万4250円である。	—	154,124	携帯電話 4月～2月分 308,248円×1/2= 154,124円	内規別表1 (広報・広聴費-その他)に該当	0
合計		414,529	合計	164,364		修正後合計	414,529	合計		0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	420,000
使用総額	433,591
非容認額	250,165
要返金額	236,574

監査委員の判断

政務調査費交付額	420,000
収支報告書支出合計額	433,591
目的外金額	0
返還すべき金額	0

\* なお、塚議員は、家電量販店(ミドリ電化)でFAXリボン等を購入した際、ポイント23点(付記番号9)を取得した。23円相当の不当利得である。

監査結果一覧表 議員名 大野幾子

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠							
	項目	金額	分類※2	容認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
3	資料作成費(紙折り機代)	99,960	3	11,107	(記載なし)	—	99,960	事務機器購入 紙折り機	内規別表1 (資料作成費-事務 機器購入等)に該当	0
4	資料作成費(インク代)	6,720	3	747	(記載なし)	—	6,720	プリンターインク	内規別表1 (資料作成費-事務 機器購入等)に該当	0
7	資料購入費(新聞)	30,560	3	3,396	(記載なし)	—	30,560	読売新聞 8月~3月分 3,820円×8か月	内規別表1 (資料購入費-新聞) に該当	0
8	広報広聴費(固定・携帯電話代)	135,434	3 (全実費)	30,097	議員は実費27万868円のうち半額の13万5434円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の3万97円である。	説明中の誤記(誤)27万868円(正)27万869円	135,434	固定電話 3月~1月分 42,944円 携帯電話 4月~3月分 227,925円 合計270,869円×1/2 =135,434円	内規別表1 (広報・広聴費-その他)に該当	0
9	広報広聴費(ガソリン代)	27,015	3 (全実費)	6,004	議員は実費5万4030円のうち半額の2万7015円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の6004円である。	—	27,015	ガソリン代 54,030円×1/2=27,015円	内規別表1 (広報・広聴費-その他)に該当	0
合計		299,689	合計	51,351		修正後合計	299,689	合計		0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	420,000
使用総額	299,689
非容認額	248,338
要返金額	248,338

監査委員の判断

政務調査費交付額	299,689
収支報告書支出合計額	299,689
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 福丸孝之

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠							
	項目	金額	分類※2	容認額	説明	修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
2.8.13.14. 18.21	調査旅費(鉄道運賃)	141,740	2	126,740	日当(2は3000円、8は3000円、13は1500円、14は3000円、18は1500円、21は3000円、合計1万5000円)は認められない。	—	141,740	調査旅費 4/16博多小学校 31,560円(うち日当3,000円) 8/10東京杉並区 40,380円(うち日当3,000円) 10/14千葉市教育委員会 32,140円(うち日当3,000円) 研究研修費 7/12東京 31,620円(うち日当3,000円) 7/29奈良 3,600円(うち日当1,500円) 10/5西宮 2,440円(うち日当1,500円)	内規別表1 (調査旅費-旅費) (研究研修費-旅費) に該当	0
5.22.28	資料作成費(紙代など)	18,572	3	2,064	(記載なし)	付記番号28は広報・広聴費	18,572	Microsoft Office アスクールカラーペーパーA4 ラベル1,000枚(通信送付用)	内規別表1 (資料作成費-事務機器購入等)に該当 (広報・広聴費-広報紙作成費等)に該当	0
32.34	広報広聴費(会場費、お茶、お菓子代)	4,600	3	512	(記載なし)	—	4,600	市政報告会会場費 2/19春日丘公民館 650円 2/19市政報告会 お茶25本、お菓子 3,950円	内規別表1 (広報・広聴費-会場費、茶菓子代)に該当	0

監査結果一覧表 議員名 福丸孝之

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果			
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等	
	項目	金額	分類※2	容認額	説明						
36	広報広聴費(ガソリン代)	50,830	3 (全実費)	11,296	議員は実費10万1660円のうち半額の5万830円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1のである。	—	50,830	ガソリン代 101,660×1/2= 50,830円	内規別表1 (広報・広聴費-その他)に該当	0	
37	広報広聴費(駐車場代)	8,800	3	978	(記載なし)	—	8,800	駐車場代 (市政報告のため ほか)	内規別表1 (広報・広聴費-その他)に該当	0	
38	広報広聴費(電話、ネット、携帯電話代)	108,152	3 (全実費)	24,034	議員は実費21万6304円のうち半額の10万8152円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1のである。	—	108,152	携帯電話 2月～8月分 12月・1月分 146,420円 インターネット 4月～3月分 69,884円 合計216,304円×1/2 =108,152円	内規別表1 (広報・広聴費-その他)に該当	0	
33.35	広報広聴費(郵送代)	84,672	4	14,112	(記載なし)	—	84,672	通信送付代 12月度宅急便他運賃 料金 1,115通=70,245円 1月度宅急便他運賃 料金 229通=14,427円	内規別表1 (広報・広聴費-広報 紙作成費等)に該当	0	
合計		417,366	合計	179,736		修正後合計	417,366	合計			0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	420,000
使用総額	489,184
非容認額	237,630
要返金額	168,446

監査委員の判断

政務調査費交付額	420,000
収支報告書支出合計額	489,184
目的外金額	0
返還すべき金額	0

監査結果一覧表 議員名 山下慶喜

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
2.10.16	資料作成費(サーバー年間契約料)	32,710	4	5,452	(記載なし)	金額不一致 付記番号の 合計は 22,780円	22,780	サーバー年間購読料 情報公開写し作成費 用	内規別表1(資料作 成費―その他)に該 当	0
3.8.11.12 18.21.22 33.34.45 48.50.53 54	資料作成費(用紙代、イ ンク代、電池代)	63,905	3	7,101	(記載なし)	付記番号 記載漏れ :30 金額不一致 付記番号の 合計は 63,906円	63,906	用紙代、 プリンターインク代 電池代	内規別表1(資料作 成費―事務機器購 入等)に該当	0
9.13.23.26 27.32.35 39.41.44 51.55.58	資料購入費(新聞(赤 旗、社会新報))	52,560	3	5,840	(記載なし)	—	52,560	新聞赤旗 4月分～3月分 3500円×12か月＝ 42000円 「社会新報」他書籍 10,560円	内規別表1(資料購 入費―新聞等)に該 当	0
56.57	広報広聴費(議会報告 発送費)	193,280	4	32,214	(記載なし)	—	193,280	議会報告発送費 80円×453通＝ 36,240円 65円×2416通＝ 157,040円	内規別表1(広報・広 聴費―広報紙作 成費等)に該当	0
59	広報広聴費(年間交通 費ガソリン代)	6,210	3 (全実費)	1,380	議員は実費1万2420円 のうち6210円を支出し ているが、容認できる 金額としては実費全体 の9分の1の1380円であ る。	—	6,210	ガソリン代 12,420円×1/2＝ 6,210円	内規別表1(広報・広 聴費―その他)に 該当	0

監査結果一覧表 議員名 山下慶喜

措置請求書添付書類「支出分類・使用容認基準と会派・議員の要返金額計算表」※1						左記修正※3		監査結果		
付記番号	政務調査費金銭出納簿の記載		返還請求の計算ないし根拠			修正内容	修正後金額	支払伝票の内容	監査委員判断※4	目的外金額等
	項目	金額	分類※2	容認額	説明					
60	広報広聴費(年間通信費電話代等)	82,306	3 (全実費)	18,291	議員は実費16万4612円のうち半額の8万2306円を支出しているが、容認できる金額としては実費全体の9分の1の1万8291円である。	収支報告書訂正 82,306円→82,305円  上記訂正による修正(説明中) 16万4612円→16万4611円  8万2306円→8万2305円	82,305	固定電話4月～3月分 25,617円 携帯電話4月～3月分 60,947円 インターネット 4月～3月分 77,318円 FAX 4月～3月分 729円 合計 164,611円×1/2 =82,305円	内規別表1(広報・広聴費費—その他)に該当	0
合計		430,971	合計	70,278		修正後合計	421,041	合計		0

請求人の主張する内容※1

政務調査費支給額	480,000
使用総額	504,084
非容認額	360,693
要返金額	336,609

監査委員の判断

政務調査費交付額	480,000
収支報告書支出合計額	504,083
目的外金額	0
返還すべき金額	0